

第 1 編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 趣旨

この計画は災害対策基本法第40条の規定及び防災基本計画に基づき、埼玉県の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議（以下「県防災会議」という。）が定めるものである。

第2 計画の構成

この計画は、以下の6編をもって構成している。

第1編 総則

第2編 震災対策編

第3編 風水害対策編

第4編 複合災害対策編

第5編 広域応援編

第6編 事故災害対策編

第1編総則は、計画全般にわたる基本理念を示すとともに、県の防災体制や各関係機関の役割などの共通事項を整理したものである。

第2編震災対策編は、地震による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、火山噴火降灰対策は本編の第5章に記載している。

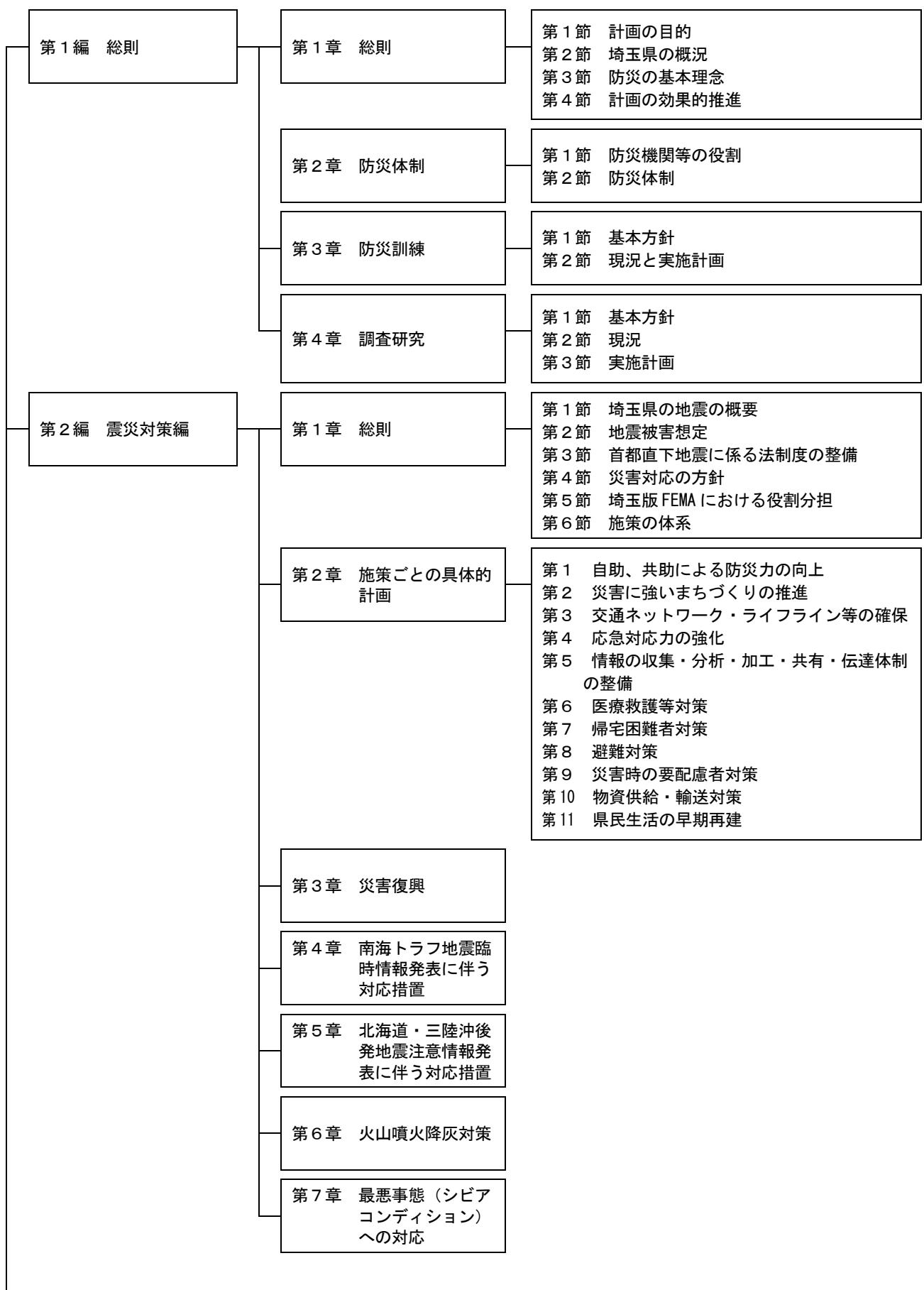
第3編風水害対策編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、雪害対策については本編の第5章で記載している。

第4編複合災害対策編は、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生した場合の対策の方向性をまとめたものである。

第5編広域応援編は、首都圏広域災害が発生した場合を想定し、県における広域応援の主な対応をまとめたものである。

第6編事故災害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。

【埼玉県地域防災計画の構成】





※ 第2編から第5編までの各施策について、<予防・事前対策>、<応急対策>、<復旧対策>の3つの段階に分けて記載している。

第3 計画の用語

本計画において、略して標記した用語の意味は次のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| 1 支部 | 埼玉県災害対策本部の支部 |
| 2 災対法 | 災害対策基本法 |
| 3 救助法 | 災害救助法 |
| 4 防災関係機関 | 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等 |
| 5 協定締結団体等 | 災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体
や事業者、 登録被災者援護協力団体 |

第2節 埼玉県の概況

第1 自然条件

1 位置と面積

本県は関東地方の中央部から西部に位置する内陸県で、東は茨城県、千葉県、西は長野県、山梨県、南は東京都、北は群馬県、栃木県の1都6県に接している。

県土の面積は国土の約1%に当たる約3,798k m²で、全国で39番目の広さであり、県全域が都心から約100k mの圏域に含まれている。

2 地勢

地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別される。

西部地域は、秩父中・古生層、第三紀層、長瀬系結晶片岩等からなる山地であり、ほぼ中央に第三紀層の丘陵と台地からなる秩父盆地がある。本県の最高峰である三宝山(2,483m、長野県境)をはじめ2,000m級の山々が連なり、甲武信ヶ岳(2,475m、山梨・長野県境)に始まる荒川は、大洞川、中津川等を集め、秩父山地を侵食し、深い渓谷を造って秩父盆地に至り、さらに赤平川等を合わせて大里地方へと流下している。

中央部地域は、秩父山麓に走る古い断層の「八王子構造線」を西の境、神流川及び利根川を北の境として、松久、比企、加治、狭山等の丘陵、それに続いて北武蔵、入間、武蔵野等の台地が広がっている。これらの台地は、古い火山灰が堆積した関東ローム層で覆われており、その中を小山川、荒川、都幾川、越辺川、高麗川、入間川等が流れている。

東部地域は、中央部地域に続く大宮台地等もあるが、海拔20m以下の沖積低地、海拔0mに近い荒川低地、中川低地が一面に広がり、その中を中川、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、芝川等が流れている。

3 河川

本県の河川は、利根川水系及び荒川水系の2水系に区分される。

なお、県土面積に占める河川面積の割合は3.9%であり、全都道府県の中で2番目に高くなっている。

(1) 利根川水系

利根川は群馬県を源流とし、神流川、鳥川と合流したのち県北端の群馬県境を流れ、渡良瀬川と合流してから茨城、千葉の県境を流れ、最終的には銚子市において太平洋に注ぐ。利根川水系には、江戸川、神流川などの大河川をはじめとして、中小河川の小山川、福川、中川、綾瀬川などが含まれる。また、本県の東側を流れる江戸川は利根川の派川であり、本県と千葉県境より関宿町付近で分かれ東京湾に流下する。本県内における利根川水系の流域面積は約1,486k m²である。中川は県東部平坦地流域約950k m²の低地排水河川として大落古利根川、元荒川等を集流し、東京湾に注ぐ。

(2) 荒川水系

荒川は秩父山地を源流とし、県のほぼ中央部を貫流する。秩父盆地を経て熊谷地先に扇状地を形成し吉野川、和田吉野川と合流する。この荒川上流域の面積は約1,150k m²であり、平坦地に入るとともに右岸に市野川及び入間川と合流する。入間川は、外秩父山地より発する荒川の一大支川で越辺川、都幾川、槻川、高麗川、小畔川等の多数の支川を集め、それらの集水面積は約740k m²である。荒川水系の下流部の右岸側に流域面積約400k m²をもつ新河岸川があり、岩淵水門下流で隅田川に合流する。左岸側では、大宮台地から発し、県南地方200k m²を集水する鴨川、芝川、筈目川等があり、荒川合流部には逆止水門が設置されている。

4 気候

埼玉県の気候は、太平洋側気候に属する。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥する。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴である。梅雨と秋霖（しゅうりん）のころは、曇りや雨の日が多く雨季のごとき現象を呈す。台風は襲来するが、強烈なものは少ないといえる。さらに、地形、海拔などを考慮すれば、北部をはじめとして大部分は内陸性であるが、南部の平地では沿岸の気象特性が加わり、秩父地方の山地では、盆地型の気候や山岳気候が現われている。

埼玉県における四季の変化は規則正しく明瞭で、熊谷における年平均気温と年間降水量は15.4°C、1305.8mmと、生活にはおおむね好適といえるが、台風、雷などによる様々な気象災害が毎年起こっている。春先には晩霜、5月～7月には降ひょうに注意が必要である。6月から7月中ごろにかけての梅雨と、9月から10月初めにかけては特に雨が多くなっている。

(1) 地勢による特性

ア 平野部の気候

県の東部に位置する平野部のうち、北部は内陸性、南部は海洋性の特徴が見られる。しかし、あまり大きな差はない。

イ 山地の気候

県の西部に位置する山地のうち、南部及び東部（旧大滝村から飯能市付近）で雨が多く、北西部（旧吉田町から旧児玉町付近）ではやや少なくなっている。夏には雷雨が多く発生する。降水量の最も多いのは9月である。気温は平地にくらべると、2～4°C位低く、標高に対しては、100m高くなるごとに0.6°C位ずつ低くなる。

春と秋は短く、冬の期間が長くなっている。雪は主として山地の南部に多く、山岳地方ではかなりの積雪となる。

秩父盆地では10月から11月にかけて朝霧が発生しやすく、3～4日に1日くらいの割合で霧が発生する。盆地では風がきわめて弱く、夏の日中の気温がかなり高い一方、冬の期間は冷え込みが強く、朝の最低気温はかなり低くなる。

(2) 地域による特性

ア 南部

冬の北西の季節風は比較的弱いが、日本海を発達した低気圧が通るときに南の風が強まる。朝の冷え込みは比較的弱いため、冬においても、県内では暖かい地域といえる。霜の降りる期間も短い。南の地域ほど海の影響を受けやすく、台風などの時には塩害を受けることもある。山沿いでは冬の夜間の冷え込みが強く最低気温が−10°Cぐらいに下がることもある。

イ 北部

夏と冬の気温が県内で高い地域にある。夏の日最高気温は熊谷で41.1°Cを記録している。雷雨が多く突風が吹きやすく、また降雹（こうひょう）の多い地域もある。雨量は県内で比較的少ない。冬の季節風が強まると、県内で最も風の強い地域となる。山沿いでは夜間の冷え込みが強く晩霜の害を受けやすい。

ウ 秩父地方

県内では気温が低い地域で、霜や氷の期間が比較的長い。盆地では冬期に夜間の冷え込みが強く、秩父における1月の平均最低気温は−3.8°Cであり、最低記録としては−15.8°Cを記録している。気温の日較差が大きい。

風は一般に弱いが、台風時には瞬間的に強い風が吹く。雨量は9月に最も多く、県内では雨の多い地域となっている。また、放射霧による濃霧の発生が多い。

第2 社会環境

1 人口

(1) 人口・世帯

令和2年国勢調査によると、本県の総世帯数は3,162,743世帯で、そのうち一般世帯数は3,157,627世帯、施設等の世帯数は5,116世帯であった。一般世帯数は、前回調査（平成27年）と比べると189,699世帯増加（6.4%増）した。一般世帯の1世帯当たり人員は前回調査より0.13人減少して2.28人であった。家族類型別に一般世帯をみると、核家族世帯は前回調査より29,476世帯増加して1,849,525世帯であったが、一般世帯に占める割合は61.3%から58.6%に低下した。65歳以上世帯員の単独世帯は、前回調査より57,186世帯増加（20.7%増）して332,963世帯で、一般世帯に占める割合も9.3%から10.5%に増加した。

(2) 昼間人口

令和2年国勢調査によると、本県の昼間人口は前回調査（平成27年）より82,509人増加して6,434,818人（増加率1.3%）で、全国5位であった。

また、夜間人口（常住人口）7,344,765人に対する昼間人口の比率（昼夜間人口比率）は87.6%で平成27年調査より0.2ポイント上昇したものの、引き続き全国

で最も低い比率であった。本県に常住する就業者・通学者は4,710,482人で、このうち県外で従業・通学している者は1,233,366人（うち東京都で従業・通学している者1,083,262人）であった。一方、他の都道府県に常住する就業者・通学者のうち、本県に従業・通学している者は323,419人（うち東京都に常住する就業者・通学者190,734人）であった。

2 交通

鉄道網は、JR東日本9路線、東武鉄道5路線、西武鉄道5路線、東京地下鉄1路線、秩父鉄道1路線、埼玉新都市交通1路線、埼玉高速鉄道1路線、つくばエクスプレス1路線により形成されている。

乗合バスの路線網は、東武バス、西武バス、国際興業等により形成されている。

道路網については、東京から放射状に延びる関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道と東西方向の東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高速道路や、一般国道4号、16号、17号等の幹線道路により形成されている。

本県における道路法上の道路延長（高速自動車国道を除く。）は、令和6年4月1日現在、47,264km（一般国道1.8%、県道5.2%、市町村道93.0%）であり、全国第5位（令和5年3月31日現在）の道路延長である。

3 土地利用

令和2年における県土の利用形態は、県土面積約3,798k m²のうち、おおよそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%で、農林地の面積が、県土の51%を占めている。また、本県の可住地面積（令和2年10月1日現在）は、2601.6k m²（県土の68.5%）で、全国の可住地面積比率（33.0%）の約2倍、大阪府（70.0%）に次ぐ高い比率となっている。

本県の土地利用を大まかに分けると、県の西部が森林、北部及び東部・中西部の一部が農用地、南部が宅地に区分される。市街地は、都心から放射状に延びた鉄道に沿って拡大している。

第3節 防災の基本理念

1 被害の最小化と埼玉版FEMAの推進による災害対応力強化

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

災害対策の実施に当たっては、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有するとともに、災害対応の標準化のため、災害時等の情報収集や関係機関への情報共有、いつまでに何を実行するかという目標設定のフォーマット（様式）等を定めたプロトコール（手順書）を整備することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版FEMA」を推進する。

2 自助・共助の強化

住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、県、市町村、住民等が一体となって最善の対策をとることで、県民の被害を最小化する。

3 効果的な災害予防

災害に備えるための措置について、ハード・ソフトを適切に組み合わせ、効果的な災害対策を推進する。

併せて、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

4 迅速な災害情報収集と被災者支援

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

5 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第4節 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 ジェンダー主流化（*）をはじめとした多様な視点

県、市町村は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

*ジェンダー主流化：

ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点）から、各種制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。

3 広域的な視点

他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

また、国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

4 人的ネットワークの強化

県及び市町村、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡を取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。また、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研

修や訓練の実施に努めるものとする。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、県、市町村は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

県、市町村は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

また、県は、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する

第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

第1 防災機関等の役割

1 県の役割

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

○ 各部の役割

部 名	部 長	副部長	主 な 役 割
構成課等			
統括部 危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課、知事室長、報道長、統括参事、秘書課、広報課	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長 報道長 県民生活部県民スポーツ文化局長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に関する情報の収集に関すること ・災害対策本部の設置、運営に関すること ・国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること ・他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること ・各部間等の災害対策の調整に関すること ・市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること ・報道に関すること ・災害等に関する広報全般に関すること ・インターネットによる情報発信に関すること ・災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること ・被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること ・帰宅困難者対策に関すること ・物流オペレーションに関すること ・救助実施市との災害救助資源（医療救急部及び住宅対策部において所掌するものを除く）の配分及び供給に関すること ・安否情報の収集に関すること
涉外財政部	企画財政部長	企画財政部 政策・財務局長 企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・国への要望に関すること ・全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議及び三県知事会議に関すること ・災害等対策予算に関すること

企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、地域政策課、市町村課、土地水政策課		行政・デジタル改革局長 企画財政部 地域経営局長	・義援金等の受入に関すること ・復興対策本部の設置、運営に関するこ と ・その他涉外財政に関するこ
総務部 人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、税務課、個人県民税対策課、管財課、統計課、総務事務センター、行政監察幹、情報システム戦略課、営繕課（県営住宅建築担当は除く）、設備課（県営住宅設備担当は除く）	総務部長	総務部人財政策局長 総務部税務局長 まちづくり局長	・職員の健康等に関するこ ・税の徵収猶予・減免措置に関するこ ・私立学校の災害対策に関するこ ・庁舎の維持管理に関するこ ・県有施設の応急復旧に関するこ ・職員の参集状況の把握に関するこ
県民安全部 県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、スポーツ振興課、消費生活課、防犯・交通安全課	県民生活部長	県民生活部県民スポーツ文化局長 県民生活部県民共生局長	・災害情報相談センターの設置運営に関するこ ・災害情報相談センターを通じた安否情報の収集、提供に関するこ ・生活関連物資等の価格の安定措置に関するこ ・ボランティアの総合調整に関するこ
農林対策部 農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、秩父農林振興センター	農林部長	農林部副部長	・農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関するこ ・被災農林水産業者の支援に関するこ ・物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関するこ
給水部 企業局総務課、企業局財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課、工事検査員、保健医療部生活衛生課（水道担当）	企業局長	経営企画部長 水道部長	・飲料水の確保、供給に関するこ
産業対策部 産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、産業拠点整備推進幹、金融課、観光課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課	産業労働部長	産業労働部産業政策局長 産業労働部地域経済・観光局長 産業労働部雇用労働局長	・被災中小企業及び被災労働者の融資に関するこ ・災害離職者の早期再就職の促進に関するこ ・物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関するこ
環境対策部 環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環	環境部長	環境部副部長 環境部環境未来局長	・災害等による廃棄物の処理に関するこ ・水質汚濁対策に関するこ ・その他環境保全対策に関するこ

境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課			
救援福祉部 福祉政策課、社会福祉課、 地域包括ケア課 、 高齢者福祉課、 ねんり んピック推進課 、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、 こども政策課、こども支援課、こども安全課	福祉部長	福祉部副部長 福祉部地域包括ケア局長 福祉部こども政策局長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアに関すること ・災害時等の要配慮者対策に関すること ・各種福祉施設の応急対策に関すること ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・その他救援に関すること
医療救急部 保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾患対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課	保健医療部長	保健医療部健康政策局長 保健医療部医療政策局長 保健医療部食品安全衛生全局長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・助産に関すること ・保健医療調整本部の設置に関すること ・医療救護班の編成、派遣に関すること ・医薬品等の確保、供給に関すること ・防疫・保健衛生に関すること ・埋・火葬の調整に関すること ・飲料水、食料の衛生管理に関すること ・動物愛護、猛獣対策に関すること ・（地独）埼玉県立病院機構、日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること ・県立病院における医療に関すること ・救助実施市との災害救助資源（医療、助産及び埋葬）の配分及び供給に関すること ・その他医療に関すること
応急復旧部 県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課、収用委員会事務局	県土整備部長	県土整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急対策に関すること ・緊急輸送道路等の啓開に関すること ・河川の応急対策に関すること ・水防活動に関すること ・土砂災害防止に関すること ・ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請に関すること ・直轄管理施設との情報共有に関すること ・公共土木施設の災害復旧に関すること ・その他応急復旧に関すること
住宅対策部 都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課（県営住宅建築担当に限る）、設備課（県営住宅設備担当に	都市整備部長	都市政策・公園局長 まちづくり局長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急住宅の供給に関すること ・被災建築物応急危険度判定に関すること ・被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に関すること ・公園の利用に関すること ・区画整理事業の応急対策に関すること

限る)			<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地の改善及び拡大の防止に関すること ・被災宅地危険度判定に関すること ・市街地復興に関すること ・救助実施市との災害救助資源（主に応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去）の配分及び供給に関すること ・その他住宅対策に関すること
下水道対策部 下水道局下水道管理課、下水道事業課	下水道局長	下水道管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急対策に関すること
輸送部 出納総務課、会計管理課、入札課、入札審査課、交通政策課	会計管理者	契約局長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の輸送に関すること ・輸送事業者との連絡調整に関すること ・輸送手段、燃料に関すること ・交通情報に関すること ・物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関すること
文教部 教育局参事、教育局総務課、教育局財務課、教職員課、福利課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、人権教育課、特別支援教育課、保健体育課、ＩＣＴ教育推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生徒指導課	副教育長	教育局教育総務部長 教育局県立学校部長 教育局市町村支援部長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること ・応急教育の実施に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・授業料の減免措置に関すること ・文化財の保護に関すること ・県立学校施設の応急復旧に関すること ・その他教育に関すること
議会部 議会事務局秘書課、議会事務局総務課、議事課、政策調査課、図書室	議会事務局長	議会事務局副事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること
応援部 人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・物流オペレーションの支援（主に救援物資の対応）に関すること ・他の部の応援に関すること
警察本部 警察本部各所属	警察本部長	警備部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備活動に関すること
各部共通	関係各部局長	関係各部局	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県外自治体等からの応援の受け入れに関すること ・災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関すること（所管する協定に限る）

2 市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（市町村地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び県民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

○ 指定地方行政機関の役割

名 称	主 な 役 割
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局	1 災害査定立会に関すること 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3 地方公共団体に対する融資に関すること 4 国有財産の管理処分に関すること
関東信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること

	<p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関すること</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</p>
関東森林管理局	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること</p>
関東東北産業保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること</p> <p>2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p>
関東運輸局 埼玉運輸支局	<p>1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること</p> <p>2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること</p> <p>3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること</p>
東京航空局 東京空港事務所	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること</p> <p>2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</p>
関東総合通信局	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</p> <p>3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p>

	すること
埼玉労働局	<p>1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること</p>
関東地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置</p>
関東地方測量部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること 4 災害教訓の伝承に関すること</p>
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	<p>1 災害応急対策に係る情報の収集、水難救助等に関すること 2 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること 3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</p>
北関東防衛局	<p>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p>
関東管区行政評価局	<p>1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設</p>

3 特別行政相談所の開設

○ 自衛隊の役割

名 称	主 な 役 割
陸上自衛隊第32普通科連隊、航空自衛隊中部航空方面隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること</p> <p>(3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること</p>

○ 指定公共機関の役割

名 称	主 な 役 割
東日本旅客鉄道（株）	<p>1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと</p> <p>2 災害により線路が不通となった場合</p> <p>(1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと</p> <p>(2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする</p> <p>3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと</p> <p>4 死傷者の救護及び処置を行うこと</p> <p>5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと</p> <p>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと</p>
NTT東日本（株）、 (株) NTTドコモ	<p>1 電気通信設備の整備に関すること</p> <p>2 災害時における重要通信の確保に関すること</p> <p>3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること</p>
KDDI（株）	<p>1 重要通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること</p>
日本郵便（株）	<p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること</p> <p>2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること</p>
日本赤十字社	<p>1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと</p> <p>2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること</p> <p>3 各種赤十字奉仕団等のボランティアによる炊き出しや物資配給、その他避難所の運営の支援に関すること</p> <p>4 赤十字救援物資の配分に関すること</p> <p>5 血液製剤の供給に関すること</p> <p>6 義援金の受付及び配分に関すること</p> <p>7 外国人の安否調査他、応急対応に必要な業務に関すること</p>

日本放送協会（NHK）	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東日本高速道路（株）	1 東日本高速道路の保全に関すること 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
首都高速道路（株）	1 首都高速道路の保全に関すること 2 首都高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本通運（株）	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力パワーグリッド（株）	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京ガスグループ	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること

※埼玉県防災会議委員を委嘱している指定公共機関のみ掲載

○ 指定地方公共機関の役割

名 称	主 な 役 割
東武鉄道（株）、 西武鉄道（株）、 秩父鉄道（株）、 埼玉新都市交通（株）、 埼玉高速鉄道（株）、 首都圏新都市鉄道（株）	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
（一社）埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
水防事務組合、水害予防組合	1 水防施設資材の整備に関すること 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3 水防活動に関すること
ガス供給事業者（都市ガス）	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること
（株）テレビ埼玉	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
（株）エフエムナックファイブ	1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること

(一社) 埼玉県医師会、(一社) 埼玉県歯科医師会、(公社) 埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社) 埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社) 埼玉県L Pガス協会	1 L Pガス供給施設の安全保安に関すること 2 L Pガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むL Pガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4 自主防災組織等がL Pガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- ・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ・災害時における広報等に協力すること
- ・出火の防止及び初期消火に協力すること
- ・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ・被災者の救助業務に協力すること
- ・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ・被害状況の調査に協力すること

○ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

名 称	主 な 役 割
農業協同組合	1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
森林組合	1 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
漁業協同組合	1 組合員の被災状況調査及びその応急対策 2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせん 4 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること

社会福祉法人埼玉県 社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
商工会、商工会議所 等商工業関係団体	1 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者の保護
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における教育対策 3 被災施設の災害復旧
婦人会等社会教育関係団体	市町村が実施する応急対策についての協力に関すること

5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

県は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

県と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようになる。

県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

○ 災害時応援協定締結団体・事業者等の役割

名 称	主 な 役 割
埼玉県建設業協会	1 県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事 2 流域下水道施設の応急対策業務 3 被災建築物応急危険度判定の実施
埼玉県解体業協会	倒壊建築物等の除去
埼玉県倉庫協会	救援物資の保管
埼玉県葬祭業協同組合	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送
物資事業者	救援物資の供給
自動車事業者	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与
日本水道協会	給水車の派遣、水道施設の応急復旧

【資料編 I -2-1-1】災害時応援協定一覧

第2節 防災体制

各防災機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

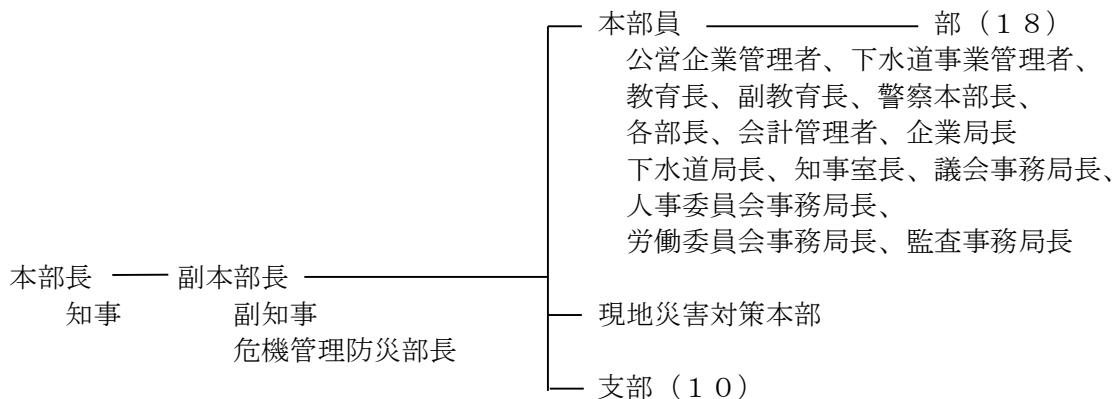
第1 県の体制

県は平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県災害対策本部条例、県災害対策本部設置要綱及び同運営要領に基づき、災害対応の体制を施行する。

【資料編 I-2-2-1】県災害対策本部条例、県災害対策本部要綱及び同運営要領

1 県災害対策本部の機構及び組織

(1) 県災害対策本部の機構



(2) 部及び支部の組織

部	統括部 涉外財政部 総務部 県民安全部 農林対策部 給水部 産業対策部 環境対策部 救援福祉部 医療救急部 応急復旧部 住宅対策部 下水道対策部 輸送部 文教部 議会部 応援部 警察本部
支部	さいたま支部 川口支部 朝霞支部 春日部支部 上尾支部 川越支部 所沢支部 行田支部 熊谷支部 秩父支部

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域振興 センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町

	振興センター	小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興センター	所沢市 狹山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓼田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

(3) 指令室

災害対策本部統括部に本部長の意思決定をサポートする指令室を設置する。

(4) 物流オペレーションチーム（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、関係物流事業者・団体）

災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う。

同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平時から関係部が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておくものである。

(5) 災害即応室

災害対策本部を設置しない体制（情報収集体制や地震による警戒体制）において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を設置する。室長は統括部長とする。なお、風水害時の初動対応に当たるため、情報収集体制の配備に当たっては、統括部、応急復旧部及び下水道対策部をもって水害対策チームを設置することができる。

2 配備区分及び施行・解除の手続等

埼玉県災害対策本部要綱及び同運営要領による。

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容】

〈地震〉

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する

警戒体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する

※「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたときは、

上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

※現地災害対策本部は必要に応じて本部長が設置する。

〈風水害等〉

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	災害の発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する
警戒体制	ア　規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合 (大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法が適用される場合等) イ　規模の大きい災害の発生が予想される場合 (大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法の適用が予想される場合等)	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	本部を設置する
非常体制	ア　激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合 (多数の市町村に災害救助法が適用される場合) イ　激甚な災害の発生が予想される場合 (多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合) ウ　県内に気象等に関する特別警報が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	

※現地災害対策本部は必要に応じて本部長が設置する。

【配備体制施行・解除の手続】

種別	施行・解除を行う者
情報収集体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
警戒体制（地震）	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
警戒体制（風水害等）、非常体制※	知事が施行する。

※震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

【災害対策本部設置及び配備体制施行等の通知先】

- ・支部長
- ・市町村長
- ・陸上自衛隊第32普通科連隊長
- ・報道機関

- ・その他必要と認める機関の長

【本部長の命令の伝達】

- 第1手段 埼玉県防災行政無線電話ファクシミリ
- 第2手段 埼玉県災害オペレーション支援システム
- 第3手段 電子メール（職員参集支援システム等）

（1）県災害対策本部の開設

災害対策本部は危機管理防災センター2階の本部会議室を開設し、「埼玉県災害対策本部」の標識を掲げる。危機管理防災センターが被災して使用できない場合は、危機管理防災部長が設置可能な庁舎から災害対策本部設置の可能性を検討する。

（2）災害連絡調整会議の設置

災害対策本部を補完するため、関係部局の副部長により構成される災害連絡調整会議を置く。災害連絡調整会議は統括部の部長が座長となり、以下の業務について会議を主宰する。

- ① 災害状況の調査
- ② 災害応急活動に関すること
- ③ 災害対策本部の設置準備に関すること
- ④ 災害対策本部閉鎖後の災害復旧活動に関すること

（3）県災害対策本部の閉鎖

本部長は、県域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。閉鎖の通知等は、設置等通知に準じて処理する。

閉鎖後の災害復旧活動に関する調整は、災害連絡調整会議が行う。

（4）非常体制施行前における他の活動体制

ア 県土整備部の活動体制

国土整備部の活動体制は、「国土整備部震災対策活動指針」（平成25年3月改定）による。

イ 水防本部の活動体制

埼玉県管内における水防活動を統轄するため水防本部を設置し、本部事務局は国土整備部河川砂防課に置く。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織の一部として、その事務を処理するものとする。

詳細については、「第3編 風水害対策編－第2章－第4－<予防・事前対策>－1 水防」及び埼玉県水防計画による。

ウ 農林水産災害対策委員会の活動体制

農林水産関係の災害の発生に対処するため、農林部に農林水産災害対策委員会を置き、関係課室に災害対策実務班を、農林振興センター等に支部を置く。

詳細については、「第6編 事故災害対策編－第4節 農林水産災害対策計画」による。

【資料編 I-2-2-2】農林水産災害対策委員会の活動体制

(5) 南海トラフ地震及び北海道・三陸沖後発地震への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、本計画の「第2編 震災対策編－第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」に基づき対応する。

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、本計画の「第2編 震災対策編－第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信に伴う対応措置」に基づき対応する。

3 業務継続計画 (BCP)

震度6弱以上の地震等により甚大な被害が発生した場合には、埼玉県業務継続計画 (BCP)に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係

(1) 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集する。

(2) 市町村情報連絡係

勤務時間内において、相当規模の災害が発生し、連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると支部長が判断した場合、原則として支部構成員の中から支部長が指名する者を市町村役場に派遣する。

5 リエゾン

消防庁が定める火災・災害等即報要領「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当し、①危機対策会議等が開催される場合、②被災市町村等のみでは十分な対策を講じることが困難と想定される事案、又は③報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響が高いと考えられる事案のいずれかに該当する場合、被災市町村役場、被災地等での情報収集にあたるため、その必要性に応じて、危機管理防災部職員の中から適切な者を選択し、被災市町村等へリエゾンを派遣する。

6 危機管理・防災予備員制度

大規模災害発生時等の非常時に、災害対策本部（統括部）の要員として危機管理

防災部から他部局に異動して5年以内の職員を、危機管理体制に組み込む。発生当初から統括部各班の要員として積極的に活用するものとする。

7 災害対応に必要な電源等の確保

県は、大規模災害による長期停電に備え、県庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

特に県庁舎には、燃料補給が不要な都市ガスによる非常用発電設備を整備する。

また、非常用発電設備の稼働に必要な燃料の確保のため、石油連盟から重油等を迅速に受ける体制を整える。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備を進める。

8 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

県は、保有する各種情報システムについて、埼玉県情報システムに関する業務継続計画（埼玉県ICT-BCP）に基づき、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

9 災害オペレーション支援システムの整備・運用

県は、災害情報の迅速な収集と市町村や消防本部等との情報の共有化を図るため、災害オペレーション支援システムの整備・運用を行う。

県災害対策本部に集まる膨大な情報を整理し人・物を動かすための的確なオペレーションを可能にするため、情報の即時収集や情報マネジメント機能を確保する。

併せて、災害対応の基本は自助であることから、県民に対し、迅速かつ分かりやすい情報提供を行い、的確な行動を促進するためのシステムを整備する。

10 職員への研修

県は災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し、県の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第2 市町村の体制

1 組織、配備体制

市町村は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、地域特性等を踏まえて決定する。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）するものとする。市町村は、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

3 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

5 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市町村は、保有する各種情報システムについて、情報システムに関する市町村業務継続計画等に基づき、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

6 職員等への研修

市町村は、災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し市町村の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。

また、研修の実施等により自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と**自主防災組織や防災土等の多様な主体**との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第3 指定地方行政機関等の体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておくものとする。

【資料編 I-2-2-3】指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌

2 職員の派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第3章 防災訓練

第1節 基本方針

第1 趣旨

県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の鍛錬に努めるほか、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

第2 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認、住民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連結の推進による県全体の危機・災害対応力の強化であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- (2) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- (3) 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- (4) 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- (5) 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
- (6) 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ず実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の県民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2節 現況と実施計画

第1 現況

防災週間、津波防災の日、火山防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、市町村、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第2 実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。なお、実施に当たっては、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有するとともに、災害対応の標準化のため、災害時等の情報収集や関係機関への情報共有、いつまでに何を実行するかという目標設定のフォーマット（様式）等を定めたプロトコール（手順書）を整備することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版FEMA」を推進する。

1 県が実施する訓練（危機管理防災部が主体となって実施する訓練）

（1）九都県市合同防災訓練 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけて総合的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

イ 現況

昭和55年度から市町村と共に当該訓練を実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年1回、原則として9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日

○ 実施場所

著しい震災が生ずるおそれのある地域を含む市町村を考慮しながら、実施場所を選定する。

○ 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、住民、事業所等

○ 訓練の種類

災害発生の初期、応急対策、復旧の対応を想定して、毎年度定める。

- ・県及び市町村が、災害の初期に活動する訓練
- ・住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- ・防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- ・他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- ・緊急地震速報を取り入れた訓練

- ・開催市町村の地域的な特性を踏まえた訓練

○ 防災フェアの開設

住民が防災に関する情報を得たり、実際に体験し技術を習得できる防災展示及び防災体験のコーナーを設ける。

(2) 図上訓練 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

① 大規模災害時対応図上訓練

ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、初動体制の早期確立や、情報収集及び判断指揮の訓練を実施し、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

イ 現況

平成7年度から平成13年度までは大震災対処訓練として実施し、平成14年度からは、政府及び九都県市の連携を加え、図上訓練として実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年1回、原則として1月17日の「防災とボランティアの日」（阪神・淡路大震災発生日）を考慮した適切な日

○ 実施場所

県庁及び10支部等

○ 訓練参加機関

県、市町村、県内消防本部、自衛隊、警察本部、防災関係機関、物流事業者（団体）とし、九都県市は隔年、政府は相互の要請により参加する。

○ 訓練の種類

災害情報の収集、整理、活用を目指し、活動毎に毎年度定める。

- ・応急対策活動
- ・救助・災害医療活動
- ・緊急交通路の確保活動
- ・物資の供給活動

○ 訓練の方法

災害シミュレーション活動として実施する。

② 埼玉版FEMA図上訓練

ア 趣旨

県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。

イ 現況

令和2年度から実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年度6回程度、適切な時期を選定して実施する。

○ 訓練参加機関

国、県、市町村、県内消防本部、警察本部、自衛隊、ライフライン事業者、協定締結団体等

○ 訓練の種類

取り扱う災害等については、毎年度定める。

- ・地震発生時における対応
- ・風水害発生時における対応
- ・火山噴火時における対応 等

○ 訓練の方法

進行役による質問と参加者からの回答を繰り返す「検討会方式（学習型訓練）」により実施する。

（3）初動対応訓練 【県（関係部局）】

ア 趣旨

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、発災直後の対応を継続的に確認し、災害対応能力の維持向上を図る必要があるため、初動対応訓練を実施し、初動時の対応力の確保を図る。

イ 現況

平成26年度から実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年度1回、適切な時期を選定して実施する。

○ 訓練の方法

統括部初動要員の初動対応訓練や収集場所の確認等を行う。

2 県、市町村及び防災関係機関が実施する訓練

【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

（1）趣旨

大地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

（2）現況

県、市町村及び防災関連機関は、単独又は合同して訓練を実施している。

（3）訓練の種類

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

ア 災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保

とともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

【訓練の種類】

- ・災害情報収集伝達訓練
- ・通信連絡訓練
- ・非常通信訓練

【実施の方法】

- ・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

イ 水防訓練

水防法第4条の規定により指定された水防管理団体が、同法第32条の2の規定に基づき、毎年実施する。

訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

ウ 緊急交通路確保訓練

警察は、緊急通行車両等が通行するための交通路を確保するための訓練を関係機関と協力して実施する。

エ 応急復旧訓練

県は、県土整備部震災対策活動指針に基づき、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令、応急復旧のための訓練を、警察、市町村、消防、協定締結団体等の関係機関と連携して実施する。

オ 消防訓練

消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市町村消防計画により実施する。

県は、市町村が消防に関する訓練を実施するため、勧告、指導及び助言を行う。

【訓練の種類】

- ・基礎訓練
- ・火災防御訓練
- ・水災防御訓練
- ・救助救急訓練
- ・総合防災訓練

カ 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火

管理者等が実施する。

市町村は、避難指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年1回以上実施する。

【訓練の種類】

・市町村が実施するもの

災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

・防火管理者が実施するもの

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

・児童、生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

・避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

キ 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

県及び市町村は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市町村及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

4 その他の訓練 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）総合実践訓練、物資拠点における物資支援業務の訓練等、災害対応に資

する各種訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

訓練実施後、以下のとおり検証等を行う。

- ・訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、参加者へフィードバックする。
- ・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しを行う。
- ・評価や課題は市町村の防災訓練に対する助言や参考資料として活用する。
- ・訓練により抽出された課題は次の訓練に生かし、これを繰り返す。

第4章 調査研究

第1節 基本方針

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、県土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

第2節 現況

1 地震被害想定調査

県では、平成24～25年度に5回目の地震被害想定調査を実施した。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、元禄型関東、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測した。

2 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施した。

第3節 実施計画

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で隨時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

（1）地質地盤環境情報の提供 【県（危機管理防災部、環境部）】

県の公共工事等によるボーリングデータを集積した地質地盤インフォメーションシステムを運用しデータの収集拡充を図るとともに、関係機関等に地質地盤環境情報の提供を行う。

（2）防災アセスメントに関する調査研究 【市町村】

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るために、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

(3) 地震被害想定に関する調査研究 【県（危機管理防災部）、市町村】

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的に実施する。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表する。また、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。